

松戸市多文化共生庁内推進指針

令和6年2月 改訂

松戸市

目 次

第1章 策定の趣旨	
1. 背景・趣旨	1
2. 位置づけ	1
3. 期間	2
第2章 外国人施策の動向	
1. 国の動向	2
2. 千葉県の動向	2
3. 多文化共生施策に関するこれまでの動向	3
第3章 松戸市における外国人市民の現状	
1. 松戸市の外国人市民数の推移	4
2. 松戸市の国籍別でみる外国人市民の状況	5
3. 松戸市の年代別でみる外国人市民の状況	6
4. 松戸市の支所管区別でみる外国人市民の状況	7
第4章 多文化共生に関する課題	
1. 日本語習得の必要性	8
2. 多言語による情報提供の必要性	8
3. 多様性の相互理解と協調	9
4. 日常生活を送るための環境	9
第5章 多文化共生に向けた取り組み	
1. 基本理念	13
2. 基本方針	13
3. 松戸市総合計画	14
4. 具体的な取り組み	15
5. 各部署が策定する関連個別計画における多文化共生項目一覧	28

第1章 策定の趣旨

1 背景・趣旨

これまでの松戸市在住の外国人（*1以下、外国人市民という）は、永住者、家族滞在、定住者などの滞在資格による中国人、韓国人、フィリピン人など比較的長期に滞在する外国人が中心でしたが、ベトナムやネパールからの技能実習や留学といった資格で比較的短期間の滞在となる外国人も増加しています。そのため、外国人と言っても、一律に論ずることは難しくなり、そのライフスタイルは多様化し、行政に望まれる支援も高度化・複雑化することが予想されます。このような状況の中、日本人市民にとっても外国人市民にとっても暮らしやすい多文化共生（*2）の地域づくりが求められています。

このような社会情勢に対応するため、本市では、多文化共生推進庁内連絡会議を設置し、検討してきました。そして、日本人市民と外国人市民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らすことができる、そして旅行などで訪れた外国人にとっても快適に過ごせる、そうした多文化共生社会の実現をめざして、「松戸市多文化共生庁内推進指針」を策定しました。

【注】

*1 外国人とは、日本の国籍を有しない者をいう。

「出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）第2条第2号」

*2 多文化共生とは、国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。（多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～2006年3月 総務省より）

2 位置づけ

本市で新たに策定した「松戸市総合計画」令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）の基本目標1-3「多文化共生と文化芸術・観光の推進」、および令和5年（2023年）2月に策定した「松戸市多文化共生のまち推進指針」に基づき、庁内の更なる多文化共生推進のため、本指針を定めるものです。

3 期間

本指針に掲げる取り組みは、概ね令和11年度（2029年度）までに実施することと想定しておりますが、今後の多文化共生社会の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとします。

第2章 外国人施策の動向

1 国の動向

日本における在住外国人数は、令和4年（2022年）6月末で296万1,969人、日本の総人口に占める在住外国人の割合は2.36%となり、令和3年度末からの増減率は7.3%となっております。近年における外国人政策としては、一部の産業分野等における人出不足に対応するため、令和元年（2019年）4月に在留資格「特定技能1号」、「特定技能2号」が創設、令和5年（2023年）6月には、特定技能2号の対象分野の追加が閣議決定され、今後の外国人数も増加していくことが推測されます。このような状況から、令和4年（2022年）10月に東京出入国在留管理局松戸出張所が開所しました。

また、令和4年（2022年）6月に決定され、令和5年（2023年）6月に一部見直しが行われた「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」、「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」、「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」、「共生社会の基盤整備に向けた取組」という4つの重点事項を掲げ、各施策を検討、実施していくことが明記されています。

少子高齢化や人口減少社会といった社会問題に直面していく中で、外国人市民の果たす役割は大きく、ますます重要な位置づけになっていくものと捉えています。

2 千葉県の動向

千葉県における外国人市民数は、令和4年（2022年）6月末で17万6,790人と県人口の2.81%を占めています。これは全国の都道府県別で第6位の多さとなっております。

しかし、観光庁の訪日外国人消費動向調査（2019年）によると、千葉県は都道府県別の訪問率で3位（35.1%）につけているものの、平均宿泊数は46位（0.8泊）にとどまるというデータがでており、観光客に限った統計ではないものの、滞在先として外国人に支持されていない

現状があります。

新型コロナウイルスに伴う水際対策が緩和され、日本を訪れる観光客がますます増えると予測される中、千葉県では、少しでも宿泊日数を増やしてもらうため、一定の条件を満たす千葉県内への訪日団体旅行のツアー造成費用を支援する等の対策が実施されています。

外国人観光客の増加に伴う消費などで地域経済の活性化も期待できることから、通訳ボランティアを育成するなど、柔軟に対応できる体制づくりも進められています。

3 多文化共生施策に関するこれまでの動向

国は平成18年（2006年）3月に多文化共生の推進に関する指針・計画を示した「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、都道府県と市区町村においても多文化共生の推進を促してきました。

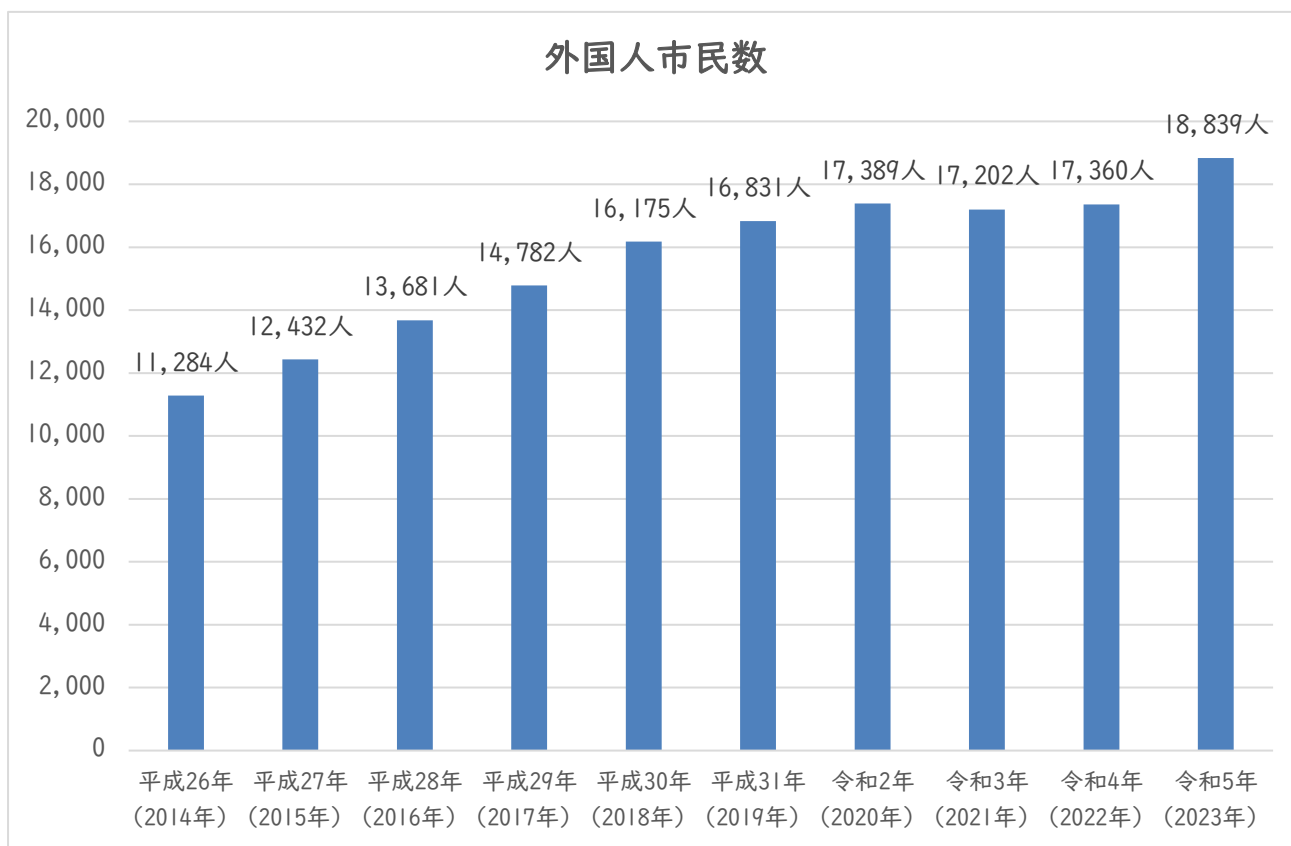
その後も、外国人住民の増加による多国籍化が進み、在留資格である「特定技能」の創設、さらに、誰もが受け入れられる社会を実現しようとする動きや社会のデジタル化の進展など、多文化共生を取り巻く社会経済情勢が大きく変化してきていることを受け、令和2年（2020年）9月に「地域における多文化共生推進プラン」の見直しを行いました。

千葉県においても、総合計画で「外国人県民にも暮らしやすい県づくり」を柱として掲げ、多文化共生の理念や方向性を、千葉県民や市町村、市町村国際交流協会など、すべての関係者で共有し、連携しながら多文化共生を実現するため、令和2年（2020年）3月に「千葉県多文化共生推進プラン」を策定しました。

本市でも、新たに策定した「松戸市総合計画」令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）の中で、「多文化共生の推進」を基本目標として掲げており、国籍や民族などを問わず、多様なルーツを持つ人々がともに支えあえる地域づくりをますます推進していく必要が求められていることから、令和5年（2023年）2月に「松戸市多文化共生のまち推進指針」を策定しました。

第3章 松戸市における外国人市民の現状

1 松戸市の外国人市民数の推移



松戸市 統計データより
各年6月末現在

松戸市の外国人市民数は年々増加傾向にあり、令和3年（2021年）の新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした入国制限により一時的に減少となったものの、令和4年（2022年）には再び増加に転じております。

直近である令和5年（2023年）と平成26年（2014年）と比べると約1.6倍、外国人比率も約3.79%、市民の約26人に1人は外国人という状況となっています。

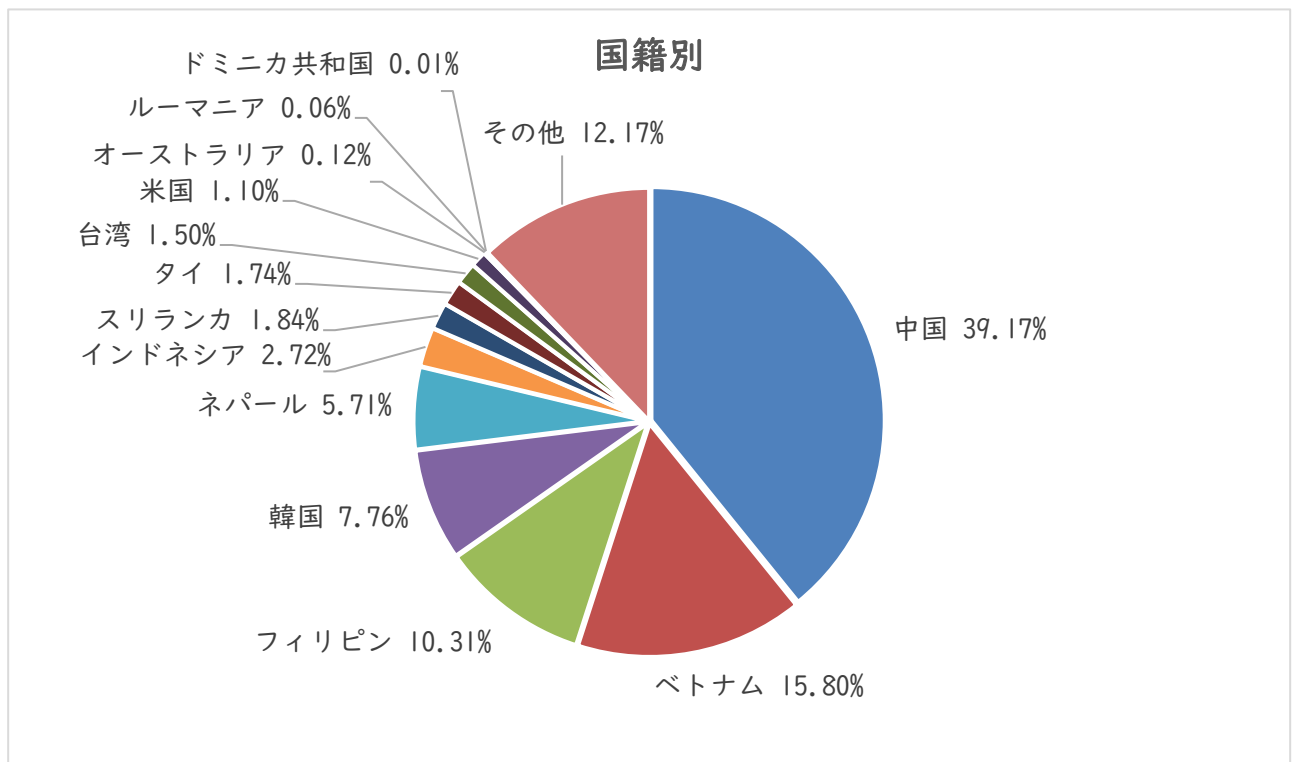
今後も外国人市民の増加が見込まれ、高い比率で推移していくことが予測されます。

本市においても年々増加する外国人市民に対応できるよう、様々な多文化共生施策を検討していく必要があると考えられます。

2 松戸市の国籍別でみる外国人市民の状況

国籍	外国人市民数	割合
中国	7,380 人	39.17%
ベトナム	2,976 人	15.80%
フィリピン	1,943 人	10.31%
韓国	1,461 人	7.76%
ネパール	1,075 人	5.71%
インドネシア	512 人	2.72%
スリランカ	347 人	1.84%
タイ	327 人	1.74%
台湾	283 人	1.50%
米国	208 人	1.10%
オーストラリア	22 人	0.12%
ルーマニア	12 人	0.06%
ドミニカ共和国	1 人	0.01%
その他	2,292 人	12.17%
合計	18,839 人	100%

松戸市 統計データより
令和5年（2023年）6月末時点

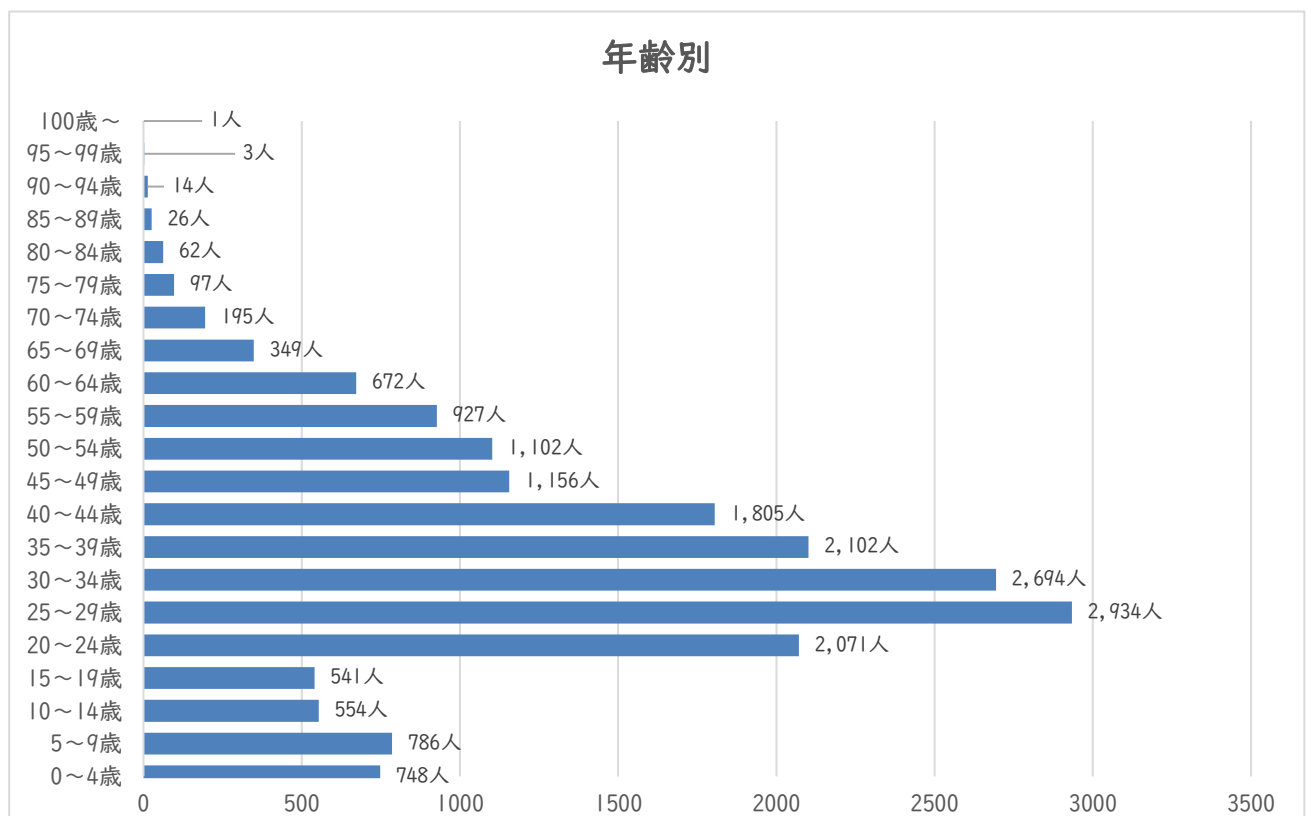


3 松戸市の年代別でみる外国人市民の状況

年齢	外国人 市民数	年齢別比率
0～4	748人	3.97%
5～9	786人	4.17%
10～14	554人	2.94%
15～19	541人	2.87%
20～24	2,071人	10.99%
25～29	2,934人	15.57%
30～34	2,694人	14.30%
35～39	2,102人	11.16%
40～44	1,805人	9.58%
45～49	1,156人	6.14%
50～54	1,102人	5.85%

年齢	外国人 市民数	年齢別比率
55～59	927人	4.92%
60～64	672人	3.57%
65～69	349人	1.85%
70～74	195人	1.04%
75～79	97人	0.51%
80～84	62人	0.33%
85～89	26人	0.14%
90～94	14人	0.07%
95～99	3人	0.02%
100～	1人	0.01%
合計	18,839人	100%

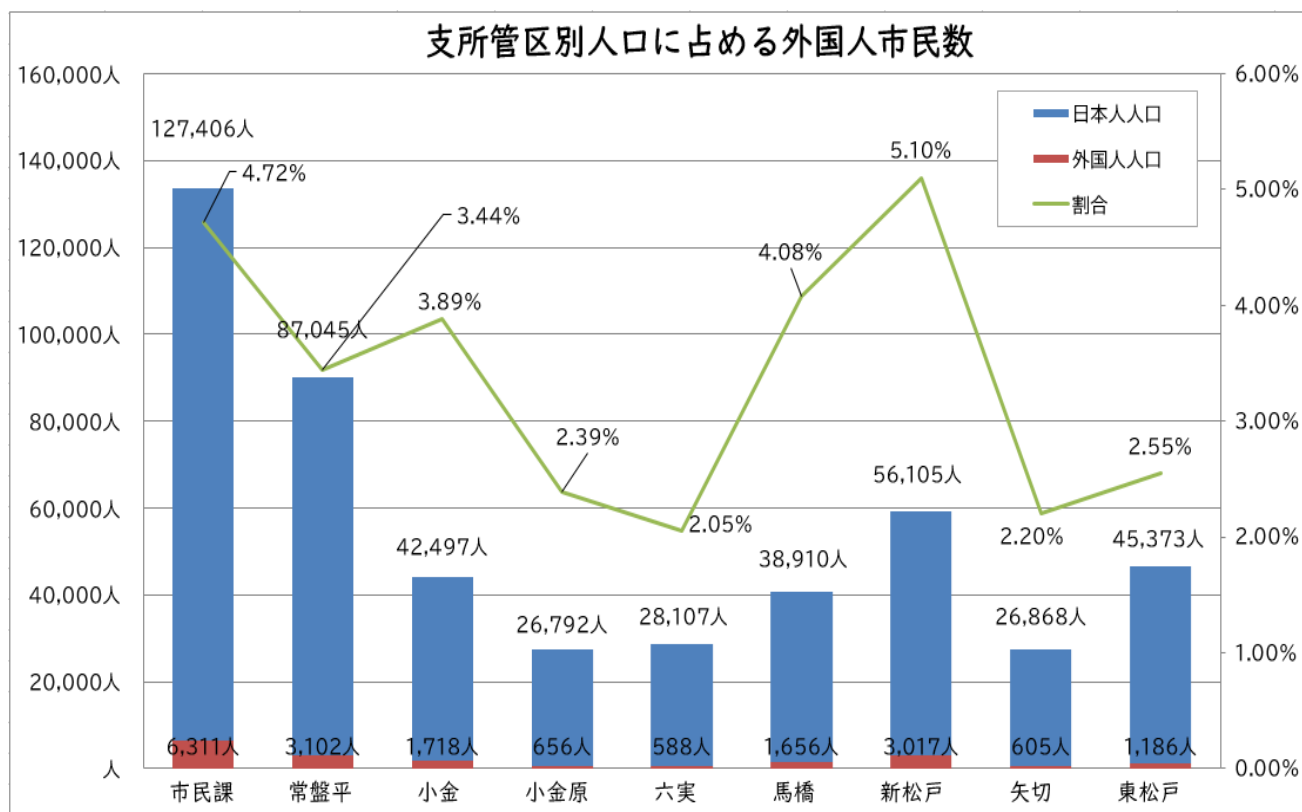
松戸市 統計データより
令和5年（2023年）6月末現在



4 松戸市の支所管区別でみる外国人市民の状況

管轄	支所管区エリア	日本人	外国人	総計	割合
市民課	上本郷・松戸・古ヶ崎など	127,406人	6,311人	133,717人	4.72%
常盤平支所	常盤平・牧の原・日暮など	87,045人	3,102人	90,147人	3.44%
小金支所	大谷口・ニツ木・東平賀など	42,497人	1,718人	44,215人	3.89%
小金原支所	小金原・根木内・栗ヶ沢など	26,792人	656人	27,448人	2.39%
六実支所	六高台・六実・五香など	28,107人	588人	28,695人	2.05%
馬橋支所	馬橋・新作・ハヶ崎など	38,910人	1,656人	40,566人	4.08%
新松戸支所	新松戸・西馬橋・横須賀など	56,105人	3,017人	59,122人	5.10%
矢切支所	上矢切・二十世紀が丘・ 三矢小台など	26,868人	605人	27,473人	2.20%
東松戸支所	高塚新田・和名ヶ谷・ 河原塚など	45,373人	1,186人	46,559人	2.55%

松戸市 統計データより
令和5年(2023年)6月末現在



第4章 多文化共生に関する課題

日本人市民と外国人市民が多様な価値観を認め合い、ともに安心して快適に過ごすためには、互いの背景にある文化的なちがいを理解し合い、外国人市民も活躍できる場を創出する必要があります。そのために、以下のような課題があげられ、生活のあらゆる場面における支援が必要となります。

1 日本語習得の必要性

外国人市民が安心して地域で生活を送るためには、地域の人たちとお互いにコミュニケーションができることが重要で、そのためには地域のコミュニケーションで使われる日本語の習得が必要となります。

日本に在留する外国人を大きく在留統計上の永住者とそれ以外の滞在者である非永住者に分けると、増加している者は新たに来日した外国人である非永住者であり、例外的な場合を除くと、日本語能力を十分には有していない場合が一般的です。日本国内に居住するこのような非永住者である外国人の継続的な増加は、国内において、潜在的な日本語学習の需要が継続的に増加しているものと言えます。

また、文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（令和3年度）」では、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数が、平成20年（2008年）5月1日時点で28,575人であったのが、10年後の平成30年（2018年）5月1日時点では、40,755人、令和3年（2021年）5月1日時点では47,627人となり、この13年間で約1.6倍の増加となっています。

さらに日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（強化の補習等）を受けている割合は、外国籍の児童生徒で90.9%となり、平成30年（2018年）と比べ11.4ポイント増加しております。

今後ますます増加するものと推測され、日本語の学習意欲の醸成と日本語学習の支援が必要となります。

2 多言語による情報提供の必要性

日本語の能力が十分でない外国人市民にとって、日常生活で目にする情報が理解できず、日本での生活に不安が多くあります。日本語学習を支援していくことも必要ではありますが、一方で多言語によるわかりやすい情報提供も必要となります。

本市では、外国人市民の利用頻度が高い書類や情報については、多言語による情報提供を進めてきました。しかし、税や年金、福祉といった日本

の様々な制度については、書類も多様で全てを多言語化することはできず、また、外国人にとっては、自国との制度や慣習の違いから、日本の制度を理解することは難しい現状があります。

3 多様性の相互理解と協調

外国人市民が安心して暮らせる多文化共生社会は行政だけで実現できるものではありません。日本人市民と外国人市民が地域でお互いに理解をし合うことが必要ですが、互いに育った文化の違いから、日本人市民が外国人市民の文化を積極的に理解しようとする意識が低い傾向にあります。

地域でのコミュニケーションが十分でない場合、日本人市民・外国人市民相互の理解や協調が不十分になり、外国人市民が孤立して地域への参加の機会が失われてしまうことから、さらに日本人市民と外国人市民の間に相互不信が、拡大することになります。

4 日常生活を送るための環境

(1) 居住

賃貸住宅に入居しようとする際、敷金・礼金などの慣行は、国によっては、一般的ではないため、理解するまでに時間を要する場合があります。また、日本に知人が少なく保証人を探すのに苦労したり、外国人という理由で入居を断られたりなど、様々なトラブルが発生することがあります。

さらに、日本語の習熟度が十分でなく、ゴミの分別のルールや自転車のマナーが理解できず、トラブルが生じることがあります。また、こうした誤解は、日本語理解の問題だけでなく、生まれ育った環境の違いから、習慣やマナーが異なり、日本でトラブルになることもあります。例えば、電車内で携帯電話で話すことがマナー違反とならない国もたくさんあります。

(2) 地域コミュニティ

外国人市民、特に、その地域での居住が短期間である場合や、日本語が十分に理解できない場合は、地域コミュニティとの相互理解が進みません。そのため、生活をするうえで必要な情報が入手できず、お互いの人となりが分からないために、不要な不信感が生じます。また、災害時の避難対応などにも影響がでます。

地域コミュニティの中でだれもが安心して暮らせるように、相互理解を進める方法を検討する段階にきています。

(3) 教育

教育については、外国人に就学義務は課せられていないものの、日本人と同様に扱うものとされていることから、日本の教育制度の周知や就学の促進を進めていく必要があります。

一方で、外国人児童生徒については、言葉の壁によりコミュニケーションがうまくとれないケースもあり、学校での授業の理解に支障をきたすこともあります。そのため、そのような児童生徒に対しては、特別な日本語指導が必要となっています。

(4) 労働

外国人市民が地域で自立した生活を送るためには、労働できる環境を整えていくことが必要です。就業はもちろんのこと、低賃金や過酷な労働環境、コミュニケーションの障害、社会保険の未加入など、外国人市民の労働環境をめぐる課題や問題は様々であり、その解決には行政の支援も必要です。

わが国で働く外国人の数は年々増加しており、厚生労働省が発表している「外国人雇用状況の届出状況まとめ」によると令和4年(2022年)10月末現在で約182万人と日本の全就業者(*1)数6,755万人の3%近い水準になっています。この5年間で外国人の労働者は1.2倍に増加していますが、伸びが目立つのは就労資格である専門的・技術的分野の479,949人で、全体の約2.6割を占めています。

さらに、外国人労働者の受入れ拡大する目的で成立した改正入管法により、今後外国人市民が、安心して働ける環境をつくることは、ますます重要になってきます。

【注】

- *1 労働力調査における就業者とは、従業者と休業者を合わせたものをいう。就業者は、個人経営の事業を営んでいる者を指す「自営業主」、自営業主の家族でその自営業主の営む事業に無給で従事している者を指す「家族従事者」、会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者、及び会社、団体の役員のことを指す「雇用者」の3つに分けられ、また雇用者については、さらに「常雇」、「臨時雇」、「日雇」に分けられる。

(独立行政法人労働政策研究・研修機構 労働統計用語解説より)

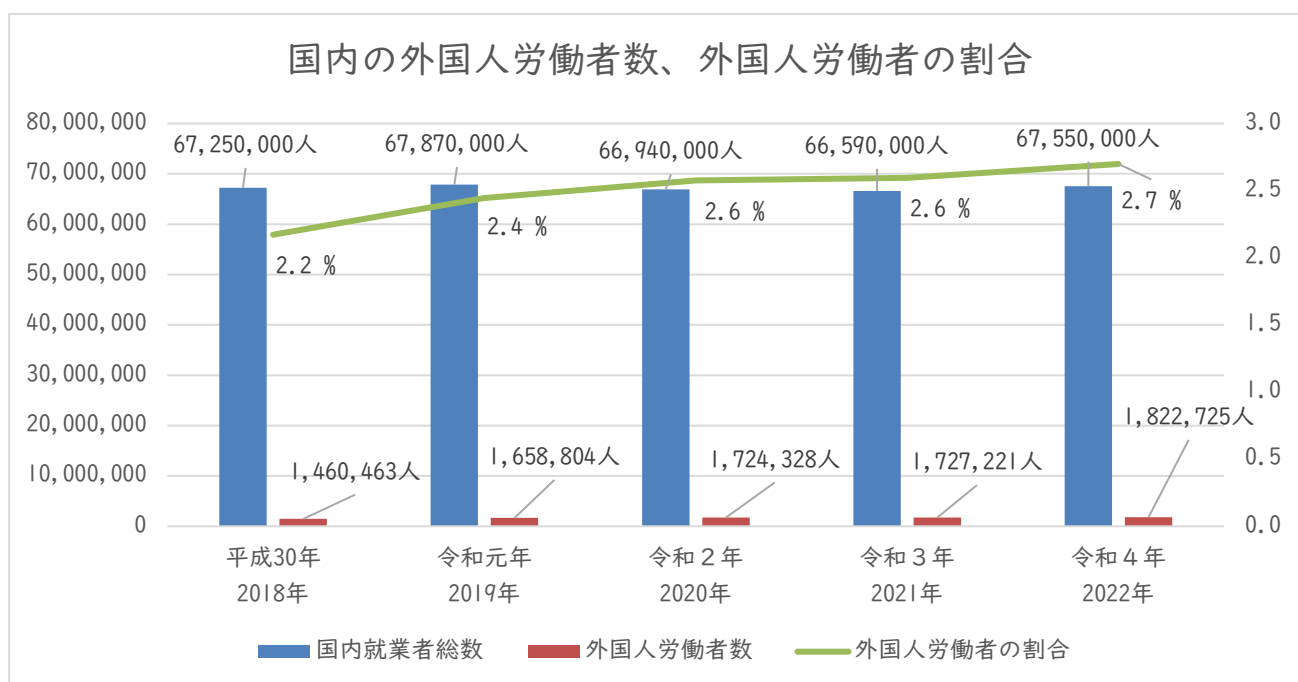
国内の外国人労働者数の推移

	国内就業者総数	外国人労働者数	外国人労働者の割合
平成30年(2018年)	67,250,000人	1,460,463人	2.2%
令和元年(2019年)	67,870,000人	1,658,804人	2.4%
令和2年(2020年)	66,940,000人	1,724,328人	2.6%
令和3年(2021年)	66,590,000人	1,727,221人	2.6%
令和4年(2022年)	67,550,000人	1,822,725人	2.7%

各年10月末現在

総務省 労働力調査

厚生労働省 外国人雇用状況の届出状況まとめより



(5) 医療・保健・福祉・税金

医療機関の受診、入院や出産、健康診査など、外国人市民が医療や福祉サービスを受ける場面は増えています。しかし、在留資格や在留期間によって公的医療保険に加入できないケースもあり、医療費が高額になることを恐れ、重症になるまで受診しないケースも少なからずあります。

加えて言葉の壁により、病院に行っても適切な診察を受けられなかったり、あるいは事前の説明を十分に理解できないことなどから支払い時にトラブルになったりするなど、日本語の理解が十分でないことに伴う課題もあります。

また、健康診断、感染症対策など、保健や福祉の分野においても、言葉や慣習の違いなどから、制度が理解されず、市民として受けられるサービスが受けられない場合があります。

日本の納税制度についても、納付書などが日本語のため理解されず滞納となっているケースが発生しています。

(6) 防災・防犯

日本語の理解が十分でない外国人市民は「要配慮者」となります。災害発生時に被害情報や避難情報が得られなかったり、避難所でうまくコミュニケーションがとれない恐れがあります。

また、地域の生活においても、日本語の理解が不十分なために防犯情報を理解できず、犯罪に巻き込まれてしまう恐れがあります。

外国人市民が地域で安心して暮らしていくためには、日本語の習得や多言語による防災・防犯の情報提供といったサポートが必要です。

第5章 多文化共生に向けた取り組み

1 基本理念

令和5年（2023年）2月に策定した「松戸市多文化共生のまち推進指針」において、「共存から共生へ」を理念として掲げています。

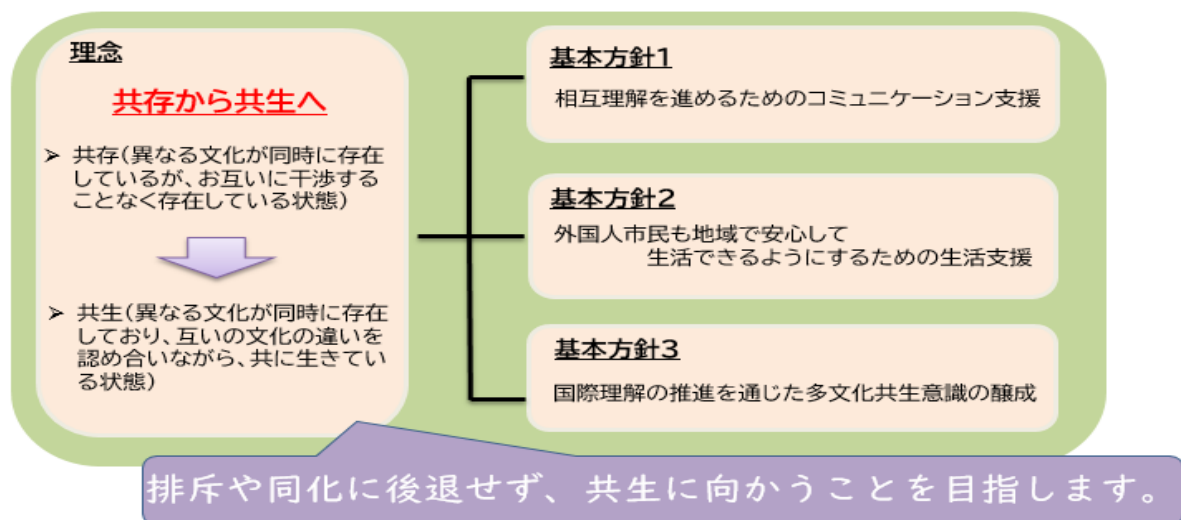
異なる文化が、お互いに干渉することなく存在している「共存」の状態から、多様な文化を持つ人々が、互いの違いを認め合いながら共に生きている「共生」の状態へ移行させること目指します。

そのためには、日本人市民と外国人市民が、互いへの理解を深め、話し合い、一緒に地域コミュニティをつくっていくことが必要となります。

2 基本方針

- (1) 日本人市民と外国人市民の相互理解を進めるためのコミュニケーション支援を行います。
- (2) 外国人市民も地域で安心して生活できるようにするための生活支援を行います。
- (3) 国際理解の推進を通じた多文化共生意識の醸成を行います。

松戸市多文化共生のまち推進指針の体系図



3 松戸市総合計画

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）

松戸市総合計画における多文化共生の推進については、基本目標1において以下のとおり政策・施策・重要業績評価指標（KPI）を設定しております。

基本目標1 子育て・教育・文化

～子育て・教育・文化を軸とした都市ブランドづくり～

1-3 多文化共生と文化芸術・観光の推進（政策）

(1)国籍を問わず市民が共に支え合える（施策）

- 国内外の国際交流を推進します。
- 日本人と外国人の相互理解を促進します。

重要業績評価指標（KPI）

◆公益財団法人松戸市国際交流協会が実施した事業数

・19事業（令和元年度（2019年度））

→ 24事業（令和11年度（2029年度））

◆多文化共生推進に関する事業数

・3事業（令和元年度（2019年度））

→ 6事業（令和11年度（2029年度））

4 具体的な取り組み

(1) 外国人市民が、安全に、安心して、快適に暮らすことができる施策を充実させます。

○ 多様な言語を活用した情報提供

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
避難誘導表示板（巻看板） 取付業務 避難所案内板 設置業務	危機管理課	災害時に避難者を安全かつ的確に市指定避難所へ誘導するため避難誘導表示板（巻看板）の取付及び案内板の設置をしている。 対応言語：英語	現行の体制を継続し、必要に応じて言語数の増加を検討する。
避難所開設・ 混雑状況配信 サービス	危機管理課	災害時応援協定を株式会社VACANと締結し、パソコンやスマートフォンから、災害時の避難所開設・混雑状況等のサービスの一部を多言語で提供している。 対応言語：英語・中国語・台湾語・韓国語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
災害時における 情報入手手 段まとめ	危機管理課	災害時における防災行政無線の放送内容の確認手段や安全安心メール等の情報入手手段のまとめを窓口や市ホームページで公開している。 対応言語：英語・中国語・ベトナム語	現行の体制を継続し、必要に応じて言語数の増加を検討する。
総合案内AI チャットボ ット	情報政策課 （デジタル 戦略担当室）	令和4年（2022年）2月から、自動翻訳により総合案内AIチャットボットの多言語対応を実施している。 対応言語：英語・中国語・韓国語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
広報まつどの多言語翻訳・音声読み上げ	広報広聴課	カタログポケット（電子書籍アプリ）を導入し、広報まつど等のPDFデータの多言語翻訳・音声読み上げに対応している。 対応言語：英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語 ※ベトナム語のみ音声読み上げ未対応	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
市公式ホームページの自動翻訳	広報広聴課	自動翻訳システム（機械翻訳）を利用して、松戸市公式ホームページの翻訳版を提供している。 対応言語：英語・中国語・韓国語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語	対応言語の追加の必要性および自動翻訳の精度の向上について研究をしていく。
松戸市庁舎案内（パンフレット）及び庁舎総合案内板の多言語化	財産活用課	松戸市庁舎（パンフレット）及び庁舎総合案内版を多言語で表記している。 対応言語 （パンフレット）：英語・中国語 （新館地下案内板）： 英語・ローマ字 （本館1階）：英語・中国語・韓国語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
「市税のしおり」の作成	債権管理課、税制課、市民税課、固定資産税課、収納課	外国人市民が市税について理解を深め、正しく納税を行ってもらうため、多言語版「市税のしおり」を作成し各支所等で配布している。 対応言語：英語・中国語・ベトナム語	掲載内容の追加及び対応言語の追加の必要性について検討していく。

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
「町会・自治会加入促進案内（チラシ）」の配布	市民自治課	外国人市民向けの「町会・自治会加入促進案内（チラシ）」をホームページに掲載するとともに、窓口や郵送で提供を希望する町会・自治会に配布している。 対応言語：英語・中国語・ベトナム語	多くの外国人市民に配布できるような仕組み作りや、対応言語の追加の必要性について検討していく。
各種申請書の作成	市民課・各支所	住民異動届、各種申請書の書き方見本を市民課、各支所へ設置している。 対応言語 （住民異動届、委任状）：英語 （住民票写し交付、戸籍証明書、印鑑登録・証明書）：英語、中国語、ベトナム語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加（統一）を検討する。
外国人向けホームページの運営	国際推進課	松戸市公式ホームページ上に、「International Portal」という専用サイトを設けて、多言語で情報提供している。 対応言語：英語・中国語・ベトナム語	対応言語の追加を検討する。認知度向上のため、SNS等を活用していく。
外国人向けSNSの運営	国際推進課	「International Portal」のインスタグラム、フェイスブック・X（旧twitter）を開設し、情報提供を行っている。	認知度向上や外国人市民の情報を得やすい状況を確保するため、SNS等の活用方法について検討していく。
「外国人向け生活ガイドブック」の発行	国際推進課	国際交流員も作成に関わり、外国人の視点で内容を吟味し、外国人市民が生活する上での必要情報を掲載している。 対応言語：英語・中国語・韓国語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語	今後は、市民の問い合わせの多い項目（住宅や災害等）を調査し、関係課と協議の上、内容を変更していくことも検討していく。

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
「外国人市民向け家庭ごみの分け方出し方」の発行	環境業務課	外国人市民へ環境に対する理解を深め、ゴミ分別及び資源リサイクルの高揚を図るため、多言語で「家庭ごみの分け方出し方」を作成している。 対応言語：英語・中国語・韓国語・ベトナム語	外国人市民が集まる機会でご案内するなど、多くの方に周知できるような方法について検討していく。
「医療機関マップ」の作成	地域医療課	日頃より身近な地域で健康管理を進めてもらうため、市内の医療機関等の情報を掲載した「医療機関マップ」を作成し、配布及びインターネットで提供している。 対応言語：英語・中国語・韓国語・ベトナム語	外国人市民が集まる機会でご案内するなど、多くの方に周知できるような方法について検討していく
介護保険賦課徴収業務	介護保険課	介護保険被保険者証及び介護保険納入通知に関する説明チラシを多言語で作成している。 対応言語：英語・中国語・韓国語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
「生活保護のしおり」等の作成	生活支援課	申請者等へ配布するため「生活保護のしおり」、「生活保護のしおり（概要版）」を多言語で作成している。 対応言語：英語・中国語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
ひとり親家庭支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供を行うため「ひとり親家庭のしおり」を多言語で作成している。 対応言語：英語・中国・ベトナム語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
保育所（園）等利用等申込案内	保育課	保育所（園）等の利用案内の各種申請書類について、多言語で作成し配布している。 対応言語：英語・中国語・ベトナム語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
市民健康相談室（母子保健サービス、妊娠届出）・1歳6か月児・3歳児健康診査	こども家庭センター	市民健康相談室で使用する、母子保健サービスに関する案内用紙、妊娠届出書と、1歳6か月児、3歳児健康診査票を多言語で作成し、必要な市民へ配布している。 対応言語：英語・中国語・ベトナム語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
自転車駐車場定期利用者募集案内	交通政策課	自転車駐車場定期利用者募集案内及び申請書を多言語で作成、自転車駐車場管理棟17か所で配布している。 対応言語：英語・中国語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
「住まいの探し方ガイドブック」の作成	住宅政策課	民間賃貸住宅と公営住宅との違いや、市営住宅の申し込み方法などについて記載した「住まいの探し方ガイドブック」を多言語で作成し、配布している。 対応言語：英語・中国語・韓国語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
「内水ハザードマップ」の作成	下水道整備課	「内水ハザードマップ」を多言語で作成、配布している。 対応言語：英語・中国語・ベトナム語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
松戸市デジタルミュージアム、パンフレットの作成	文化財保存活用課(戸定歴史館、博物館)	松戸市デジタルミュージアムの一部説明について英語で対応している。また外国人来館者の利便性を図るため、博物館のパンフレットを多言語で作成、配布している。 対応言語：(パンフレット) 英語・中国語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
「就学援助制度のお知らせ」の作成	学校財務課	就学援助制度に関する概要が分かる書類を多言語で作成し、配布している。 対応言語：英語・中国語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。
「学校給食公会計化に伴う案内文」の作成	学校財務課(学校給食担当室)	学校給食費に関する保護者への案内文について、多言語で作成し、配布している。 対応言語：英語・中国語・ベトナム語	現行の体制を継続し、必要性に応じて言語数の増加を検討する。

○ 日本人と外国人のコミュニケーション支援

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
避難所用モバイル通訳機の導入	危機管理課	災害時、避難所等において外国人市民とのコミュニケーションや的確な支援を行うため、市民センター等の避難所にモバイル通訳機を導入する。	設置場所の増設等について検討していく。
モバイル通訳機の導入	各支所	外国人市民への窓口サービス向上を図るため、モバイル通訳機を導入する。	今後も使用を継続する予定。
各課への行政通訳・国際交流員の派遣	国際推進課	行政通訳2名、国際交流員2名を各課に派遣し、各課窓口などで通訳を実施している。 対応言語：英語・中国語・ベトナム語	急を要するような勤務時間外の通訳や、契約時間外のモバイル通訳機での通訳について、代用できるツール等を準備することを検討する。

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
市職員用のタブレットによるモバイル通訳機の貸出	国際推進課	各課窓口で多言語対応が必要な際、通訳オペレーターがリアルタイムで通訳できるタブレットによるモバイル通訳機を市職員に貸し出し、11か国語で通訳を実施する。 対応言語：英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・フランス語・スペイン語・ポルトガル語・ロシア語・タガログ語・ネパール語	使用実績を鑑みながら言語数、端末数等の見直しや、効率的かつ有効的に使用できるように仕様について適宜見直しを行っていく。
多言語音声翻訳アプリの導入	消防局救急課	市内全救急隊にスマートフォンが配置されたことに伴い、外国人市民の救急要請者に対し、状況及び主訴等を的確に把握し、迅速かつ適切な医療機関へ搬送するため、総務省消防庁推奨の救急隊員専用多言語翻訳アプリ（Voice Tra）を導入した。	今後も使用を継続する予定。
モバイル通訳機の導入	松戸市立総合医療センター経営課	外国人患者との意思疎通を図るため、モバイル通訳機を設置している。	今後も使用を継続する予定。

○ 日本語学習支援

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
日本語教室 (初級、仕事のための中級、介護)	国際推進課、 (公財)松戸市国際交流協会	(公財)松戸市国際交流協会と日本語ボランティア会の共催事業として行っている。教室の収容人数に限界があり、受講希望者全員を収容できない可能性が考えられる。	教室の場所を検討しつつ、ボランティアで教える日本語教師が不足しているため、日本語教師の養成についても共催団体と連携しながら検討していく。
日本語指導支援スタッフ派遣事業	学習指導課	日本語を母国語としない児童生徒の日本語習得支援のため、日本語指導協力者を市立小中学校に派遣する。	日本語を母国語としない児童生徒の編入が増加しているため、派遣制度の見直しを図り、他の支援体制を検討していく。
日本語指導協力者派遣制度	学習指導課	外国籍及び帰国子女の児童生徒に対して、日本語の初期指導を始めとしたカウンセリング及び学校生活の適応指導を行うため、日本語指導協力者を市立小中学校に派遣する。	日本語を母国語としない児童生徒の編入が増加しているため、派遣制度の見直しを図り、他の支援体制を検討していく。

○ 外国人相談

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
外国人相談	広報広聴課 (広聴担当室)	相談員による英語、中国語、フィリピン語による外国人相談を実施。 それ以外の言語はタブレット端末による通訳を実施している。 対応言語：英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・フィリピン語・ネパール語・ヒンディー語・フランス語・ロシア語・インドネシア語	在留外国人の在留手続を始めとする行政手続、雇用等の生活相談など多分野にわたる相談に対し、適切かつ迅速に解決に結びつけるよう相談体制の充実を図っていく。

○ 外国人市民の防災対策

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
災害時における外国人支援に関する協定	危機管理課、 (公財)松戸市国際交流協会	言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人市民の安全確保、被害を最小限にとどめるとともに災害時の不安を最小限に低減し、応急対策及び復旧対策に関する支援等を的確に行うため、(公財)松戸市国際交流協会と「災害時における外国人支援に関する協定」を締結した。	(公財)松戸市国際交流協会と協力し、平時での防災知識の普及・啓発方法を検討し、実施していく。

- (2) 日本人市民と外国人市民が、互いの言語や文化など背景の違いから生じる多様性を理解し、尊重し合い、それぞれが持つ多様な強みを生かせるようにします。

○ 異文化理解・相互理解の促進

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
外国人日本語スピーチコンテストの開催	国際推進課、 (公財)松戸市国際交流協会	(公財)松戸市国際交流協会と市の共催事業であり、日本語学習に励む在住外国人に、学習成果発表の場を提供するとともに、出場者の様々な体験を聞くことにより国際理解を深めることを目的とし実施している。	次年度以降も継続予定。
パラダイスエア事業(アーティスト・イン・レジデンス)	にぎわい創造課(文化スポーツ振興担当室)	平成25年(2013年)6月から開始したプロジェクト。宿場町との歴史と伝統を踏まえ、国内外のアーティストの滞在制作を支援しており、市内での制作活動や地域とのコミュニケーション、地域資源の活用を行っている。	次年度以降も継続予定。

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
異文化理解・相互理解を目的とした講座の実施	社会教育課	異文化理解、相互理解の促進を目的とした講座を実施する。 令和4年（2022年）度は、女性外交官を招き、海外の歴史的・文化的な生活様式を知ってもらうことにより、日本との違いを認識できるような講座を行った。令和5年（2023年）度は、シニア向けに（公財）松戸市国際交流協会やシニア海外協力隊経験者による国際理解講座のほか、一般向けには市内に滞在した台湾出身アーティストによるアート講座を行った。	次年度以降の事業継続について検討していく。

○ 青少年の国際経験

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
高校生英語スピーチコンテスト	国際推進課、（公財）松戸市国際交流協会	（公財）松戸市国際交流協会と市の共催事業であり、市内在住または在学の高校生を対象に開催している。上位入賞者は、3月の青少年姉妹都市等派遣メンバーとしての権利が付与される。令和5年（2023年）度で42回目を迎える。	次年度以降も継続実施予定。
青少年姉妹都市等派遣	国際推進課	松戸市国際交流協会との協働事業。ホワイトホース市の派遣は、令和4年（2022年）度に41回目を迎え、サンタクラリタ市へは初めて派遣を行った。	今後も事業を継続する予定。

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
ホストタウン交流	国際推進課	東京2020大会でのレガシーを受け継ぎ、さらなる共生社会への理解につなげるため、ホストタウン相手国であったルーマニアとドミニカ共和国の文化紹介やホストタウン交流の啓発活動を市内高校生向けに行なっている。	今後も市内高校生向けに、文化体験や相手国関係者と交流を深める取り組みを行なう。
国際交流事業	社会教育課 (青少年会館)	諸外国の生活・文化・風習に触れ、国際的な視野を広げ人権や平和についても考える機会とすることを目的に実施。令和4年(2022年)度は「ベトナムをクイズで知ろう&紙でアオザイを作ろう!」を小中学生向けに開催した。令和5年(2023年)度は、「クイズで異文化のオーストラリアを楽しく体験しよう」の開催を予定している。	次年度以降開催するかどうかを含め検討していく。
国際スポーツ交流事業	スポーツ課	スポーツを通じて近隣諸国との友好親善及び競技力の向上を目的として、大韓民国大邱廣域市と中学生による交流試合を行う。令和5年(2023年)度は、大邱廣域市に松戸市選手団を派遣し、バスケットボール競技による交流試合を実施した。	次年度以降も継続実施を予定。

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
千葉大学留学生等による国際理解事業	学習指導課、市立松戸高等学校	国際化社会に対応した教育施策の一環として、千葉大学に在籍する外国人留学生を市立小中高校へ派遣し、国際理解教育を推進している。	次年度以降も継続実施を予定。
生徒海外研修事業・海外生徒受入事業	市立松戸高等学校	国際人文科生徒を、オーストラリアの姉妹校やアメリカへ派遣する。また姉妹校からの生徒や教員の受け入れを行う。	次年度以降も継続実施を予定。

- (3) 日本人市民と外国人市民が、ともに、学び、仕事をし、社会で活躍できるようにします。

○ 日本語を母語としない外国人市民の就学支援

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
みらい分校 (夜間中学)	学務課	夜間中学では、様々な理由により、義務教育を修了できなかった人や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方、また、本国で義務教育を修了していない外国籍の方等が学ぶことを対象としている。 生徒募集について、多言語で案内を作成し、ホームページで掲載している。 対応言語：(ホームページ) 英語・ベトナム語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語・ポルトガル語	外国人市民に広く周知が行えるよう今後も情報発信していく。

○ 日本人市民・外国人市民の交流機会の創出

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
国際交流員の派遣	国際推進課	アメリカ人1名・ベトナム人1名を任用。要人通訳・翻訳の他に、多文化共生や訪日外国人誘致等に対して、外国人の視点でアドバイスをもらう。	次年度以降も継続的に任用していく。
多文化共生ワークショップの実施	国際推進課	外国人市民が多く在住する市内の地域において、防災や地域参画などのテーマに沿って、日本人市民・外国人市民の課題や意見を聴取するためのワークショップや多文化共生を身近に感じてもらえるようなテーマで講演会を実施する。 令和5年（2023年）度は、新松戸地区で防災、多文化共生に必要な仕組等についてワークショップを2回実施し、町会・自治会関係者や日本語学校の留学生に参加していただいた。	地域の日本人市民・外国人市民の交流の機会の創出や、今後も関係が続くような場となるよう、ワークショップの方法や対象者、開催場所などについて検討していく。

○ 外国人留学生等との活動

事業名	担当部署	現状・取組等	方向性
市内大学の留学生関連部署との連携	国際推進課	流通経済大学のコモンズセンターと情報共有を行い、ベトナム人留学生と大学のイベント協力という形で実施することができた。	流通経済大学だけでなく、市内大学の留学生担当部署との情報共有を検討していく。
市内日本語学校との連携	国際推進課	市内の1つの日本語学校と情報共有を行い、留学生に対して多文化共生ワークショップに参加してもらうなど関係をつなげることができた。	今後は市内の他の日本語学校とも連携ができるよう対応を検討していく。

5 各々が策定する関連個別計画における多文化共生項目一覧

令和5年12月1日現在

	部	担当部署	関連個別計画名	頁・該当部分番号等
1	総務部	危機管理課	松戸市地域防災計画(震災編)	震-1、震-10、震-27、震-46、震-49、震-65、震-83、震-101、震-102、震-145、震-146
2			松戸市地域防災計画(風水害等編)	風-1、風-10、風-37、風-64、風-81、風-82、風-83、風-125、風-126
3			松戸市国土強靱化地域計画	P22、P25、P27、P36、P38、P48、P51、P61、P81、P103、P118、P121
4			松戸市国民保護計画	P4、P5、P8、P25、P26、P30、P31、P38、P39、P40、P55、P71、P73、P87
5	市民部	市民自治課	第4次松戸市協働推進計画	P5、P37
6	福祉長寿部	高齢者支援課 介護保険課	いきいき安心プランⅦまつど	P126、127 (1)多様な人材の参入促進⑤ 外国人介護人材の活用支援
7	子ども部	子ども政策課	第2期松戸市子ども総合計画	P78 施策4-4外国籍の子どもへの支援を充実させる (No.95~99) P108 施策8-3外国籍の家庭への支援を推進する (No.167~171、再掲No.97、99)
8	生涯学習部	スポーツ課	松戸市スポーツ推進計画	P28 主な取組 ①松戸市国際スポーツ交流事業
9		文化財保存活用課	松戸市文化財保存活用地域計画	P81 ⑨地域振興・観光への活用促進
10		文化財保存活用課 博物館	松戸市立博物館リニューアル基本構想・基本計画	P43 方針1
11		教育政策研究課	学びの松戸モデル	P15、16 (Ⅱ-2-1)

松戸市多文化共生庁内推進指針

平成31年（2019年）3月 発行
令和 6年（2024年）2月 改訂

編集

松戸市 経済振興部 国際推進課

〒271-8588

千葉県松戸市根本387番地の5

TEL 047-710-2725

FAX 047-363-2653